

平成23年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

産業振興総室[産学金官連携室] (内線:7663)

2目 中小企業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
戦略的知的財産活用推進事業	16,915	3,731	20,646				3,731	
トータルコスト	32,092	4,530	36,622	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.9人	0.1人	2.0人	商標の出願・登録に係る弁理士費用等				
工程表の政策目標(指標)	知的財産活用による企業等の利益向上を促進することを目的とし、産学金官連携による知的財産活用支援体制の整備を図る。 質の高い知的財産創出の促進を図る。(県内からの特許出願数:180件、特許移転件数16件)							

説明

1 事業の目的・概要

中国等において、日本の地名等が第三者によって出願登録(以下「冒認出願」という。)が多発(平成20年6月JETRO調査では、中国に於いて47都道府県中27の地名の出願を確認)。

出願された場合には、異議申し立てに多大な時間と費用を必要とし、登録されてしまった場合には、県名の付く商品等のPR・販売等ができず、県内企業等による輸出拡大の大きな障害となる。これらの被害を未然に防ぐために、県が県名商標の出願・登録を行う経費を補正する。

また、知的所有権センターの必要経費の再算定の結果、不足分を補正する。

2 主な事業内容

○中国等の冒認出願の多発する地域において、県名商標の出願・登録を行う。

(1) 出願予定地域:中国、台湾、香港 (委託費2,048千円)

- ・冒認出願が多いのは、上記漢字圏の地域
- ・経済成長が著しい地域でもあり、県内企業による更なる輸出拡大が予想される

(2) 出願予定商標:「鳥取」

- ・最も被害が多い漢字の商標を出願

(3) 出願予定分類 食品関係5分類

区 分	内 容
第29類	食肉、食用魚介類(生きていないもの)、加工水産物、加工野菜、乳製品
第30類	茶、菓子、米、加工食品
第31類	食用魚介類(生きているもの)、果実、野菜、種子
第32類	飲料、ビール
第33類	日本酒、洋酒、果実酒

○知的所有権センターの運営費の増額(補助金1,683千円)

3 これまでの取り組み状況、改善点

平成21年度より業者に委託し、中国、台湾で県名商標の監視を委託中。このやり方では事後対応となり、冒認出願された場合には、異議申し立て等に多大な時間、費用が必要となるため、より安全かつコスト低減につながる県名商標の登録を図る。